

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【公開番号】特開2008-203448(P2008-203448A)

【公開日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【年通号数】公開・登録公報2008-035

【出願番号】特願2007-38287(P2007-38287)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1345 (2006.01)

G 02 F 1/1343 (2006.01)

G 02 F 1/1368 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1345

G 02 F 1/1343

G 02 F 1/1368

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月18日(2009.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

薄膜トランジスタが形成された基板と、前記基板と対向して前記基板との間で液晶を挟持する対向基板と、前記液晶を前記基板と平行な方向の電界で駆動するために前記基板に形成された電極を有する横電界液晶パネルと、

前記横電界液晶パネルに隣接して配置された回路基板と、

前記対向基板の前記液晶と反対側の面に形成された透明導電膜と、

前記透明導電膜を前記回路基板に接地するための導電テープと、を備え、

前記導電テープは、前記透明導電膜と接着する部位と、前記回路基板の表面と接着する部位と、前記回路基板の裏面と接着する部位を持ち、

前記導電テープを前記回路基板を挟むように折り曲げることにより、前記導電テープは前記回路基板の表面と裏面に接着された構造であることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項2】

前記導電テープは、前記透明導電膜と前記回路基板の表面に接着する部位では折り曲げられない構造であり、前記回路基板の裏面に接着する部位で折り曲げられたことを特徴とする請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項3】

前記導電テープの幅が前記透明導電膜と接着する部位より前記回路基板側が広くなっている、前記導電テープの前記回路基板側を回路基板上で折り返すことにより、前記回路基板を挟んだことを特徴とする請求項2に記載の液晶表示装置。